

令和 6 年度第 8 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出日：令和 6 年 7 月 1 8 日

担当部・課：復興企画部 SDG s 移住定住推進課〔内線 4 2 2 3〕

① 件 名		
石巻市地域おこし協力隊員の募集要件及び起業支援要件の見直しについて		
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）		
<p>【背景】 外部人材による地域振興及び地域の活性化を目的として、平成 2 9 年度に発足した石巻市地域おこし協力隊は、これまで 1 7 名が隊員として活動し、本市の地域振興及び地域の活性化に取り組んだだけでなく、活動を終了した隊員のうち 7 名が、そのまま市内で定住・就労し、定住人口の増加にも寄与している。</p> <p>令和 6 年 7 月 1 日現在で活動中の隊員は 8 名となっており、今後は、隊員数を 2 0 名まで増やすことを目標としているものの、隊員の確保が課題となっていることから、既の実施が決定している有料求人サイト等による募集方法の拡充に加え、隊員の募集要件を見直し、効果的に隊員を確保していく必要がある。</p> <p>また、隊員活動の終了後、いかに定住につなげるかが課題となっていることから、定住につながりやすい隊員の起業への支援の在り方を見直していく必要がある</p> <p>【目的】 本市で活動する隊員を増やし、活動終了後の定住につなげるため、隊員の募集要件及び隊員の起業に対する支援要件を見直すもの。</p>		
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性		
<p>【根拠法令】 地域おこし協力隊推進要綱（平成 2 1 年総行応第 3 8 号） 石巻市地域おこし協力隊設置要綱（平成 2 9 年告示第 1 4 8 号） 石巻市地域おこし協力隊活動費等補助金交付要綱（平成 2 9 年告示第 1 4 9 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 2 編 総合計画基本計画 第 1 章 住民同士の絆・支え合いで安全安心に暮らせるまち 第 2 節 少子高齢化社会に対応する移住・定住の促進 1 移住したくなるライフスタイルの形成を図る 第 4 編 地方創生の取組 対応方針 2 絆を大切に人が集まるまちをつくる 施策 1 地方移住・移転の推進を図る</p>		
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）		
平成 2 9 年	4 月	石巻市地域おこし協力隊設置要綱及び石巻市地域おこし協力隊補助金交付要綱の制定
平成 3 1 年	4 月	隊員の転出地の条件緩和
令和 2 年	4 月	会計年度任用職員制度の導入（隊員の活動に要する経費に係る段階的な特別交付税の上限額の引き上げ）
令和 3 年	3 月	地域おこし協力隊推進要綱の一部改正（地方財政措置の拡充）
	4 月	石巻市地域おこし協力隊設置要綱及び石巻市地域おこし協力隊活動費補助金交付要綱の一部改正（転出元要件の見直し、活動費補助金の増額）
	7 月	石巻市地域おこし協力隊設置要綱及び石巻市地域おこし協力隊活動費補助金交付要綱の一部改正（地域課題提案型の区分追加）
令和 4 年	4 月	石巻市地域おこし協力隊活動費補助金交付要綱の一部改正（起業等に対する補助金の追加）

⑤ 主な内容													
1	<p>隊員の募集要件の見直し</p> <p>これまで募集の対象とならなかった以下の者を募集対象に加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域おこし協力隊員」であった者（同一地域における活動2年以上、かつ終了1年以内） ・語学指導等を行う「外国青年招致事業（JETプログラム）」終了者（その活動が2年以上、かつ終了1年以内） ・海外に在留し住民基本台帳に登録されていない者 												
2	<p>隊員の起業支援要件の見直し</p> <p>隊員が起業する際に支給している補助金の対象期間と交付限度額を次のとおり変更する。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 対象期間</td> <td>現行</td> <td>任期満了日の1年前から任期満了後1年以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>変更後</td> <td>任用開始1年後から任期満了後又は任期途中で解嘱後1年以内</td> </tr> <tr> <td>(2) 交付限度額</td> <td>現行</td> <td>隊員1人につき1回限り100万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>変更後</td> <td>隊員1人につき100万円</td> </tr> </table>	(1) 対象期間	現行	任期満了日の1年前から任期満了後1年以内		変更後	任用開始1年後から任期満了後又は任期途中で解嘱後1年以内	(2) 交付限度額	現行	隊員1人につき1回限り100万円		変更後	隊員1人につき100万円
(1) 対象期間	現行	任期満了日の1年前から任期満了後1年以内											
	変更後	任用開始1年後から任期満了後又は任期途中で解嘱後1年以内											
(2) 交付限度額	現行	隊員1人につき1回限り100万円											
	変更後	隊員1人につき100万円											
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）													
<p>【影響・効果】</p> <p>隊員の募集要件及び起業支援要件を見直すことで、隊員の確保及び定住につながる。</p> <p>【市財政への負担】</p> <p>隊員の募集要件及び起業支援要件を見直すことによる新たな財政負担はない。</p>													
⑦ 他の自治体の政策との比較検討													
<p>「地域おこし協力隊員であった者」、「外国青年招致事業（JETプログラム）終了者」を設置要綱における協力隊の要件に加えている県内自治体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東松島市 ・山元町 													
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日													
<p>令和6年8月 石巻市地域おこし協力隊設置要綱及び石巻市地域おこし協力隊活動費等補助金交付要綱の改正（施行予定年月日：令和6年8月1日施行）</p>													
⑨ その他													